

## 第三者割当による自己株式の処分に関する取締役会決議公告

平成 23 年 12 月 1 日

株主各位

神戸市灘区灘北通十丁目 1 番 14 号  
株式会社 イトーヨーギョー  
代表取締役社長 畑 中 浩

当社は、平成 23 年 11 月 25 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしましたので、公告いたします。

### 記

(1) 処分期日	払込期日 平成23年12月16日
(2) 処分株式数	250,000株
(3) 処分価額	1株につき156円
(4) 処分価額の総額	39,000,000円
(5) 処分方法	第三者割当による処分
(6) 処分先	株式会社りそな銀行（信託口） (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）)

以上